

## 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和7年度 第3回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい援護課、障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和8年2月18日(水)
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開会あいさつ 2 議事 (1) 障がいのある方の権利擁護支援を支えるしくみについて (2) 障がいのある方の権利擁護支援を支えるしくみについて意見交換 (3) 今期(令和6年・7年度)の活動報告について(案) 3 事務連絡
資 料	配付資料 ・資料1 委員名簿 ・資料2 権利擁護部会のまとめ ・資料3 足立区の成年後見制度利用促進の取組状況について ・資料4 「第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」 ・資料5 よこはま成年後見推進センター ・資料6 専門職成年後見人等の候補者 ・資料7 [よこはま法人後見連絡会]の団体一覧 ・資料8 民法等(成年後見等関係)の改正に関する要綱案 ・資料9 法定後見制度見直しの概要(まとめ) ・資料10 今期(令和6年・7年度)の活動報告について(案) ・～地域に根ざした法人後見のあり方を考える～(チラシ) ・グループワーク資料「意見交換用シート」
そ の 他	公開状況：公開 傍聴：0名

## 様式第2号(第3条関係)

(協議経過)

○佐々木康教事務局長

定刻になりましたので、ただいまより、第3回権利擁護部会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、第3回権利擁護部会にご参加いただきましてありがとうございます。本日司会を務めます、障がい福祉課障がい施策推進担当の佐々木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

まず開催に先立ちまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

【1】資料1 委員名簿

【2】資料2 権利擁護部会のまとめ

【3】資料3 足立区の成年後見制度利用促進の取組状況について

【4】資料4 「第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」

【5】資料5 よこはま成年後見推進センター

【6】資料6 専門職成年後見人等の候補者

【7】資料7 [よこはま法人後見連絡会]の団体一覧

【8】資料8 民法等(成年後見等関係)の改正に関する要綱案

【9】資料9 法定後見制度見直しの概要(まとめ)

【10】資料10 今期(令和6年・7年度)の活動報告について(案)

【11】～地域に根ざした法人後見のあり方を考える～(チラシ)

【12】グループワーク資料「意見交換用シート」

不足している資料はありましたでしょうか。大丈夫でしょうか。本日は傍聴の方がいらっしゃいません。それでは、令和7年度足立区地域自立支援協議会第3回権利擁護部会を開会いたします。

はじめに、障がい福祉課の長門課長よりご挨拶申し上げます。長門課長、よろしくお願ひいたします。

1 開会あいさつ

○長門委員

みなさま、こんにちは。今回、第3回権利擁護部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば障がい援護課長の柳瀬のほうから挨拶申し上げるところですが、他の公務の関係で私のほうからご挨拶させていただきます。

今日の議題であります成年後見制度を含む権利擁護支援は、障がいのある方の尊厳に直結する本当に重要なテーマだと認識しております。また、国のほうでも成年後見制度の見直しが図られ、今、要綱案が示されている状況でございます。本日の議題にもございますが、まさに今、権利擁護支援の大きな転換期にあると考えております。今日はこうした最近の動向や現状を踏まえつつ、障がい当事者の方や支援現場のみなさま、様々な機関の立場から率直なご意見をいただければと思っております。

最後になりますが、今回この会をもちまして2年間の任期が終了となります。この2年間、多大なるご協力をいただきまして誠にありがとうございました。本日の議論が今後の具体的な行動につながることを期待しております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木康教事務局長

長門課長、ありがとうございました。それでは本日の出席状況を報告いたします。本日、佐藤委員、堀田委員、柳瀬委員の3名が欠席となります。急遽欠席の関係で席次につきましては、一部変更させていただいておりますのでご了承いただければと思います。また本日はオブザーバとして、障がい福祉センターあしすとの自立生活支援係、中沢係長、医療介護連携課権利擁護推進係の小林さんと古橋さんに出席していただいております。

次に本日の進行についてご案内いたします。本日の部会では、会議内容及び発言者名などを議事録として後日、区のホームページで公開する予定でございます。そのため議事の内容を録音させていただいておりますのでご了承願ひます。それではこれより議事に移ります。ここからの進行につきましては平部会長にお願ひいたします。平部会長、よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

(1) 障がいのある方の権利擁護支援を支えるしくみについて

○平部会長

成年後見センターあだちの平です。それではここからは私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。議事1は「障がいのある方の権利擁護支援を支えるしくみについて」です。事務局から説明をお願いいたします。

ア 足立区の成年後見制度利用促進取組状況

○村滝事務局員

障がい援護課基幹相談・権利擁護係の村滝です。本日は「資料2」の左下にありますR7第3回のところで、①法人後見に関する意見交換②成年後見制度の見直しについて情報共有について、後程グループワークを行っていただく予定です。それに先立ちまして国の動向と足立区取組状況等について説明いたします。資料3をご覧ください。着座にて失礼いたします。

「資料3」「足立区の成年後見制度利用促進の取組状況について」をご覧ください。始めに「1動向と経緯」について、左側の国の動きを説明いたします。

平成12年に民法が改正され、後見・保佐・補助の3類型がスタート、25年前に改正され、たった今、成年後見制度の見直しがされているところです。平成18年には、介護保険法が改正され、「地域包括支援センター」の設置が始まり、虐待防止や権利擁護に向け、後見制度の利用が進む契機となりました。

平成24年には、「後見制度支援信託」が始まり、多額の預貯金については信託銀行に預けるといふ、不正を防ぐ仕組みが導入されました。そして、平成26年に、国連では平成18年に採択された障害者権利条約に日本が批准、障がいのある方の権利についての動きを一層進めていくことになりました。平成28年には、成年後見制度利用促進法が成立しました。

平成29年に第一期成年後見制度利用促

進計画が閣議決定され①成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定②市民後見人の育成③市区町村ごとの相談や広報、利用促進、後見人支援を行う「中核機関の設置」④家庭裁判所や福祉関係者、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が連携し、本人をチームで支える体制を推進する地域連携ネットワークの構築⑤代行決定から意思決定支援のシフト⑥不正防止と利用メリットの両立、横領防止や報酬助成の整備が提唱されました。

そして、現在は、令和4年から令和8年までの、第二期成年後見制度利用促進基本計画の終盤の時期にあたります。第二期では①任意後見制度利用促進②担い手の確保・育成等の促進として市民後見人や法人後見実施団体の育成の方針策定、養成研修の実施③区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進④成年後見制度の見直しに向けた検討・総合的な権利擁護支援策の充実⑤制度の運用改善⑥地域連携ネットワークづくりなどの解決に向けた検討が進められています。

第二期の促進計画を大きくまとめたものが、「資料4」の両手を広げた図の載った資料で「第二期成年後見制度利用促進基本計画における地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」になります。

続いて、「資料3」に戻りまして、国の動向受け区の経過を説明します。資料の右側をご覧ください。

はじめに、平成12年の後見制度の3類型の民法改正後の動きです。平成12年に権利擁護センターあだちが千住仲町に開設され、足立区社会福祉協議会の運営による、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度支援事業」がスタートしました。平成13年には、足立区で「区長申立て」が始まりました。平成15年には、権利擁護センターあだちへの「成年後見制度推進機関」業務委託が始まりました。

次に、平成18年の地域包括支援センターによる利用促進以後の動きです。平成21年には、足立区成年後見制度審査会条例を設定し、区長の附属機関として、足立区成年後見制度審査会が設置されました。平

成22年には、あだち区民後見人の養成が始まりました。

最後に、平成28年の成年後見制度利用促進法以後の動きです。平成30年には、足立区社会福祉協議会による法人後見が開始されました。令和3年「足立区成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会」が運営開始されました。次ページにイメージ図がありますが、地域連携ネットワーク協議会とは、地域連携ネットワークの構成・機能に関する事や、成年後見制度の利用促進を図るための取り組みについて情報交換を行う協議会であります。また、同時期に「中核機関」を設置しました。イメージ図をご覧くださいと、「中核機関」には地域連携ネットワークの中核となり、対象者の「支援チーム」を作ること、成年後見制度利用に進む場合は、対象者にふさわしい制度利用に向けた検討と専門的判断を行うこと、後見人選任後の支援（主に親族後見人）を行うことなどが求められています。

前のページに戻り、令和4年に困難事例検討会（区長申立等審査会事前検討会議）に外部弁護士がアドバイザーとして参加し始めました。令和7年4月 成年後見支援事業や中核機関を行う、成年後見センターはすこやかプラザに移りました。権利擁護センターあだちは今も千住仲町にあり、こちらでは地域福祉権利擁護事業等を担っています。

次ページに移ります。「2足立区の取り組みについて」足立区では、令和3年度より「中核機関」を設置して、主体的に成年後見制度の利用促進に取り組むと共に、既に区の「成年後見制度推進機関」として実績のある足立区社会福祉協議会（成年後見センターあだち）と役割分担し、連携して一体的に運営しています。

(1) 成年後見制度（権利擁護）推進連絡会を年6回程度（庁内・社協職員）開催し、成年後見制度利用促進に係る意見交換等を行っています。(2) 成年後見制度審査会（条例設置）は年4回、弁護士・司法書士・社会福祉士・公証人が各会参加し、地域における成年後見制度の利用促進取組

状況の基本的な事項について調査審議等を行う「審議会」として位置付け、諮問答申を行っています。その他、区から成年後見センターあだちに、(3) 成年後見制度推進事業を業務委託しています。

先ほどの中核機関についてより詳細に説明しますと、中核機関には3つの機能があります。①「司令塔機能」として区民の権利擁護支援・成年後見制度利用促進を進めるための計画策定や、その進行管理・コーディネート等を行う機能。②「事務局機能」として「審議会」「協議会」等、連携体制づくりや必要な会議の運営を行う機能。③「事業推進（進行管理機能）」として、区民の（専門）相談窓口、アセスメント、候補者選定、後見人支援等を行う機能の3つです。

次のページをご覧ください。「3足立区における成年後見制度の利用状況等」について、足立区における成年後見制度利用者数等は資料に記載のとおりです。親族後見人の選任率が低いように思われますが、最高裁判所が発行した成年後見関係事件の概況（令和6年1月～12月）によると、全国で親族を後見候補者として申立てた事件は21.3%であり、実際に選任された親族は17.1%のため、親族を後見候補者として申立てた場合は約80.3%が後見人等に選任される数字となっております。

(2)の申立て件数と(3)の審判の件数が異なる理由は、審判までに時間を要するため人数に差が生じている状況であります。

続いて、足立区の区長申立て等の審査状況は高齢・知的・精神を含め100件弱の推移となっております。区の申立て現状の図をご覧ください。足立区では本人親族申立ての一部や区長申立てにおいて高齢・知的障がい・精神障がい・生活保護実施機関・その他関係所管を交えて成年後見制度申立てについて検討を行っています。また、足立区の成年後見制度等の在り方について成年後見制度審査会に諮問答申を行っています。

イ 法人後見の取組における横浜市社会福

## 祉協議会視察報告

### ○村滝事務局員

続けて次の内容も説明させていただきます。法人後見の取組における横浜市社会福祉協議会視察について報告いたします。

今回、法人後見支援の取組みを視察した理由としては3点あります。一つ目は先ほど説明を行いました、第二期成年後見制度利用促進基本計画の担い手の確保・育成等の促進として市民後見人や法人後見実施団体の育成の方針策定、養成研修の実施が求められている点です。そして、どうしてそれが求められているかということ、二つ目・三つ目の理由に関連しています。

二つ目の理由、特に障がいのある方に対しての後見支援には、長期的な支援が必要で、その安全・信頼が求められているからです。

そして、三つ目は、法人後見においては、様々なチーム編成が可能のため、障がいの特性に合わせた支援が可能であることです。このような理由から、「法人後見」についての研究が必要と考え、特に、横浜市の社会福祉協議会では、法人を支援する仕組みづくりを行っているという視察に向かうこととしました。

「資料5」のよこはま成年後見推進センターをご覧ください。横浜生活あんしんセンターは横浜市の中核機関の役割を果たしている機関であります。中核機関の具体的な役割としては次ページ以降をご覧ください。3ページ目のステップ3では専門職後見人等の候補者紹介や横浜市成年後見人等候補者調整会議を開いており、「資料6」の専門職成年後見人等の候補者の紹介や法人後見の案内、または、候補者調整会議を行っております。

続いて「資料7」をご覧ください。横浜市では社会福祉協議会が事務局となり、地域福祉の向上を目指して法人後見連絡会を年2回開催するなどの法人後見への支援を行っています。

横浜市社会福祉協議会が法人後見の支援を行うきっかけを伺ったところ、1点目は、後見の担い手不足があり、人材の育成が求められている中核機関としての事情と

あわせ、横浜市で地域住民である当事者団体の親御さんや市役所のOB、事業所等が率先して法人後見を立ち上げたいといった声がちょうどタイミングとして重なったとの経過があったとのことでした。連絡会に参加する11団体はNPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合など多岐にわたる法人格で構成されています。

特徴的な法人についてご紹介します。1ページ目の「神奈川健生（けんせい）成年後見センター」では60歳台を迎えたアクティブシニアが法人後見として活躍されています。

2ページ目の「成年後見横浜やまびこ」では、横浜市自閉症協会会員で親族内に後見人適任者がいない場合に会員内で法人後見を行う活動をされています。先ほどお話した、法人後見連絡会のきっかけとなった団体の一つです。

3ページ目の「ぱれっと」は、社会福祉法人であり精神障がい者の作業所が起点となって活動をされています。65歳を超えると障がいサービスから介護サービスに移行する方もいますが、後見人の視点で引き続き作業所が関わりを持つといった特徴があります。鶴見区で30年以上の障がい者支援実績があり、地域に精通したスタッフが法人後見人として活動しています。

4ページ目の「よこはま成年後見つばさ」は行政職員のOBが多数在籍しております。

続いて4ページ目の「和の環（わのわ）」では東大の「地域後見促進プロジェクト」の受講者（市民後見人養成講座の受講者）が多く活躍されています。

詳細や補足、質問については、後程行うグループワークで各グループの視察に参加した方々から伺ってください。

## ウ 民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱案

### ○村滝事務局員

続けて報告をさせていただきます。最後に、民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱案について説明します。

資料8「民法等（成年後見等関係）の改

正に関する要綱案」をご覧ください。こちらは令和8年1月27日に開催された。法制審議会（成年後見等関係）部会第33会議、法務省ホームページから抜粋したものになります。ホチキス止めの最終ページをご覧くださいと法定後見制度の見直しの概要になります。

事務局にて要綱案をまとめたものが「資料9」になります。「代行決定から意思決定支援に」「終わらせられる後見制度」というのが今回の見直しの大きな方向性です。

大きな改正点は以下4点です。1点目は現行では後見、保佐、補助の3類型が改正後は補助類型に1本化され、その中でも特定補助と補助の2つに分かれることとなります。

2点目は任意後見と法定後見の併用が現行では併用不可のところ改正後は任意後見と法定後見（補助）の併用が可能となります。

3点目は、現行の後見類型における包括的代理権付与が改正後は特定補助についても必要な特定の事項についてのみ権限を付与する形となります。

4点目は現行、原則法定後見の終了が不可能なこと、改正後は法定後見の終了が可能となります。ただし、終了に際しては医師や自治体の意見を伺うこととなっております。

ここまで、「成年後見制度の利用促進」と「中核機関」、「法人後見」「民法の改正」等について説明しましたが、わかりにくい点もあったかと思います。今回の部会には、成年後見センターあだちの所長である平部会長だけでなく、区の中核機関の司令塔の役割を担う「医療介護連携課権利擁護推進係」の職員2名にも、オブザーバとして参加をお願いしています。この後のグループワークで、疑問・質問含めて共有いただければと思います。

また、本日欠席されております佐藤委員から事前にご意見を伺いましたので報告させていただきます。佐藤委員からは2点ご意見を伺いました。1点目は意思決定支援を重視した成年後見制度の見直しについて

ご関心があるという話でした。2点目は社会福祉法の改正による第2種社会福祉事業として位置づけられた新日常生活自立支援事業についてご関心があると伺いました。報告は以上です。

#### ○平部会長

報告ありがとうございます。難しい内容ですが、現在、成年後見制度を巡っては、大きく制度が変わろうとしている時期にあるというところがございます。ようやく法案がまとまりこれから国会で審議されるころですが、今までは後見人に、色々な決定権を与えられていましたが、それが「良くない」というところで、後見人が持つ権限を少なくし、本人の意思決定支援を主軸に支援していこうという流れでございます。後見制度も、私たちも常日頃、「一度ついたら亡くなるまで利用が続く」とお話しをしていますが、それが方向転換で終了があり得る制度になる予定です。終了後、その先どうなるか、先ほど佐藤委員のご関心があった新日常生活自立支援事業の中身がまだ決まっていないう中で、どういった支援ができるか検討がなされていくところでもあります。

法案が決まっても実際の運用をどうするかが課題であります。施行されるのは令和10年の中頃というお話を聞きました。私たちも情報を収集しながら足立区においても、円滑に新しい制度に移行できるよう進めていければと思っております。

また、横浜の視察ですが、私も一緒に行かせていただきました。横浜市社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の分野で、全国で先駆けて取り組みが開始されたということで、権利擁護支援を古くからすごく頑張ってもらっている自治体です。横浜市には、障がいのある方に対しての法人後見がこんなにたくさんあるのかと不思議でしたが、やはりそれは、問題意識のある方が動き、一緒に検討する社会福祉協議会や家庭裁判所も含め、真身になって色々考えてくださる仕組みが、重なって法人後見を支援できているということが分かりました。

東京ですぐにこの仕組みづくりは出来ませんが、障がいのある方の支援は長期にわたるため今後どうしていくのか考えていく必要があると感じました。

(2) 障がいのある方の権利擁護支援を支えるしくみについて意見交換

○平部会長

つづきまして、議事2は「障がいのある方の権利擁護支援を支えるしくみについて意見交換」です。今回各グループで話していただきたい内容は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の他の事業も含め、障がいのある方の権利擁護支援について、ご意見、ご感想、疑問点等を各グループでご議論いただければと思います。参考に両手を広げた図の載った資料4の「地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進」と「意見交換用シート」をご活用ください。

各グループには、事務局やオブザーバで、成年後見利用促進に関わっている職員、横浜社協に視察にいった職員もファシリテーターとして入りますので率直な意見交換をお願いいたします。

～グループディスカッション～

○平部会長

時間になりましたので、各委員の方々からご意見いただきたいと思います。Aグループ、漆原委員いかがですか。

○漆原委員

本当によくわかっていないと感じました。みなさんのお話を伺っていたところ、ごく素人判断では、なんでこんな風にスムーズにいかないものなのかと感じました。

任意後見は、よく知ってらっしゃる身近な方をお願いすることがよいものですが、先ほど、後見制度は、よく知っている身近な方をお願いするといったときに、家裁の方で、利益相反の関係で、認められない場合もあるようですので、この先の段階的な見直しで制度も変わっていくのでしょうかけれども、納得しにくいなあ、何だろうという感じがしています。本当に疑問だけとい

う感じで、申し訳ありません。

○平部会長

ありがとうございます。肢体不自由児者父母の会の鈴木委員いかがですか。

○鈴木真理子委員

肢体不自由児者父母の会の鈴木です。意思決定支援ということでは、重度の障がいがあるお子さんを持つ親御さんは、なかなか自分の意見を子どもが言えないので、親の思いによる意思決定になってしまっていて、「本当に本人がそう望んでいるのかどうか」悩まれる親御さんもいらっしゃいます。

法人後見が横浜で活用されているとのことで、子どもが日頃お世話になっている法人さんに法人後見をやっていただけのが親としては一番安心だとは思いますが、なかなか難しい現状があるということを確認しました。

また、任意後見と法定後見の併用が可能ということで任意後見と法定後見の違いを訊ねました。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。それではオリーブ会の金子委員いかがですか。

○金子委員

ありがとうございます。オリーブ会の金子です。会議に出て初めて、最近の傾向として制度の見直しや改正が進んでいるということを知りまして、すごく勉強になりました。私は一人の後見業務をお受けしていますが、現状を知らなくて恥ずかしいと思いました。私は精神障がいの方々と関わることが多いです。意思決定支援はすごく良いことですが、精神障がいの方の場合の本人の意思確認というのは非常に難しいのではないかと、それでやっつけようとする、関わる側の労力が今以上に大変になってくるのではないかと、という懸念が出ました。以上でございます。

○平部会長

ありがとうございます。吉田委員はいかがですか。

○吉田委員

権利擁護は、ずっと「難しい」という思いのまま、制度が変わりつつあり、理解する前に制度が変わってしまうので、反省しないといけないと思いました。

先ほど金子さんもおっしゃった本人の意思決定について、施設運営でも「自己決定」を、ここ何年か特に言われていて、実際、職員として動くときには、実務作業がとても増えて大変な状況になっているので、権利擁護も同じような状況になってしまうのではないかと、現場がすごく大変になるのではないかと思います。

○平部会長

ありがとうございます。小杉委員はいかがですか。

○小杉委員

成仁病院の小杉です。よろしくお願いいたします。私からは成年後見センターと権利擁護センターが分かれたということで、専門性が高まってよいと思う反面、成年後見制度を使うか地域福祉権利擁護事業を使うか判断が迷うケースがあり、どちらに相談したらいいのか迷うケースが出てくるのではないかと不安についてお話ししました。

また、区長申立ての件数で障がいのある方の件数が増えていることがデータから読みとれたので、区の方に伺ったところ事業所にアンケートをとり必要な方に必要な支援を届ける積極的な活動を行っているという話でした。ご本人やご家族の方が受け止められるタイミングで、支援者の背中を押してくれることはありがたいと思いました。

精神障がいの分野でもなかなか成年後見制度に結びつかないことがあり、いろんなリソースがある中で司法書士さんや不動産業者さんなどの連携、企業さんにも目を向けていくのもよいのではないかと意見が出ました。

○平部会長

ありがとうございます。成田委員はいかがですか。

○成田委員

ピアサポーターの成田です。よろしくお願いいたします。自分からは、以前、成年後見制度のパンフレットをこちらでいただき、自分が通所しているB型作業所で見もらったところ、「とても難しくてわからない」という意見をいただきました。一生懸命作ってくださっているのはわかるのですが、もう少しイラストとかフローチャートとかを使って、わかりやすく作っていただければよいのではというのを伝えました。これからも成年後見制度について理解を深めたいと思います。

○平部会長

ご意見ありがとうございます。先ほど小杉委員からご質問にあった成年後見制度と地域福祉権利擁護事業についてどちらを使えばよいか、相談窓口はといったご質問がありました。窓口については、どちらにご相談いただいても大丈夫です。地域福祉権利擁護事業を使える方は成年後見制度を使えますが、地域福祉権利擁護事業は社会福祉協議会と契約になりますので、契約能力がある方で利用意思があるかが大きなポイントとなります。自分でお金を使いすぎるから金銭管理をお願いしたいと思いがはっきりされている方は地域福祉権利擁護事業のほうが利用料は安いので、契約能力や意思がある方の場合は、そちらのほうがいい場合もあります。

また、成田委員からご意見いただいたパンフレットについても、ご本人向けにできていないことが課題として、制度改正に合わせて、ご本人向けの分かりやすいものを検討していければと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

それでは、各グループの事務局から先ほどご意見いただいた内容以外の報告をお願いいたします。Aグループいかがですか。

○村滝事務局員

Aグループから出た意見を報告させていただきます。意思決定支援において、お子さんがご自身で判断できるか不明なところで、通所先の事業所で本人の意思決定だからということパンを10個買うという行為を本人の意思として尊重すべきか、事業所の職員が本人にアドバイスすべきか、それは意思決定支援なのかといった意見がありました。

また、親御さんが法人後見の一員として活動できるか、高齢化でできるかといったところに疑問があると言った話がありました。

任意後見制度では、案内や相談先はどこなのかといった話がありました。こちらは中核機関の職員の方にお持ちいただいた成年後見制度のパンフレットに成年後見制度に関する相談先が載っており、いずれの相談先でも相談を受けることが出来る旨を伺いました。

法人後見において、ご自身が利用されている団体の方に法人後見を依頼すると利益相反になるということで、そこで家庭裁判所に法人後見の利益相反についてある程度意見を出して上申することで認めてもらうという方法はないのかというご意見が出ました。それについては、地域連携ネットワーク協議会で裁判所の方に参加していただき、相談できる仕組みがあればよいのですが、足立区では裁判所の職員の方が地域連携ネットワーク協議会に参加されていないので、そういった意見を伺うことが出来たら良いなと個人的に思いました。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。Bグループはいかがですか。

○佐々木優衣事務局員

Bグループの報告をします。Bグループでは、「本人の意思決定」というところで、例えば精神障がいのある方で経済的なやり繰りがご本人だけだと難しく、お金を使いすぎてしまうような場合、支援者から

見ると「後見制度の利用が必要なのではないか」という見方になりますが、一方でご本人としては、やはり「お金は自分で管理したい」という意向がある場合に、難しさを感じるというご意見がありました。ご本人の意向は尊重したいけれども、それだと生活が破綻してしまうような場合に、成年後見制度について本人にも分かりやすく伝えられたらいいのではないかと、ということは、共有をしたところです。

もう1つは、新しくなる後見制度では「終われる後見」、「意思決定の重視」というところが言われていて、聞こえはいいけれども、実際の運用はどうだろうかというお話も出ました。例えば担い手不足についてや、業務量が増える可能性への懸念、また、判断プロセスについてはどうなっているのか、という点です。例えば後見終了のタイミング。精神障がいのある方の場合は判断能力に波があることがありますので、そうした時にどのようなプロセスで誰が関わり、終了を目指していくのか、実際に本人が「どうしても辞めたい」と言ったらどのような状態であれば辞められるのか、といった率直な疑問も、共有をしました。

実際に後見制度の利用が途中で辞められるということになると、例えば賃貸契約など大きな契約をする時に、その受ける側（業者側）からは強く不安が出てくるのではないかと。最初は後見人さんが契約したけれども、「実際にどこかの時点で辞められてしまったらどうしよう」というような不安も出てくるのではないかと、といったお話も出ました。

最後に、家裁へ提出する後見人さんの報告書式が変わったというお話も共有いただきました。その書式の中では身上保護の視点が重視され、それが報酬にも反映されるようになったことで、実際よく見てくださっている後見人さんのこうした部分が評価されるというのはとても良いことであると、話がありました。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。Cグループはい

かがですか。

○昌子事務局員

Cグループでは、先ほど小杉委員と成田委員がお話ししてくださったこと以外では、成年後見制度のパンフレットが分かりにくいという話がありました。分かりやすくするために大まかな要点や、困り事別にフローチャートにすると、流れが分かり、こういう人に成年後見人が必要なんだということが視覚的に分かるようにするとよいという話が出ました。成年後見という言葉は聞いたことがあるけれども、どういう人に必要なのかというのが今の段階では分かりにくいという話が出ました。

あとは、本来、成年後見人が必要な方というのは、困りごとが発生している方でもあると思います。高齢の方や障がいのある方は、困りごとが発生するリスクが高く、権利擁護支援の視点としてはその困りごとの具体的な内容をベースに考えて成年後見人までつなげていくという考え方が必要だと話の中ででした。

さまざまな生きづらいうへへの支援のひとつとして成年後見制度が利用されることがあるべき姿かという話がありました。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。それでは、これまで共有された内容について何かご意見、ご質問はありますでしょうか。ハローワークの鈴木委員いかがでしょうか。

○鈴木智明委員

ハローワーク足立の鈴木です。成年後見制度は、ハローワークは就労支援が主体業務になりますので、通常業務で、成年後見制度に触れたり、情報を得たりする機会がない中で、法整備が難しいと感じました。

雇用の現場ですと、障害者雇用促進法に基づき企業で障がいのある方を何名以上雇用すること等、明確に法律条文に明記がありますが、今回のお話を聞いていて、法律でどこまで整備するべきなのかが難しい事案だという感想を持ちました。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。島田委員感想をお願いします。

○島田委員

毎回難しい課題を出していただいて勉強になっております。ありがとうございます。制度が変わると思いますが、やはり1番心配することは事故があった時に、身近な人が苦しまないようにと考えます。難しいことがいろいろあると感じます。

○平部会長

どうもありがとうございます。中沢係長をお願いします。

○中沢オブザーバ

はい。障がい福祉センターの中沢と申します。権利擁護ってとても難しいと思うんですよね。生きづらさから来るものだと考えます。生きづらさって何だろうと思うと、やはり社会構造の狭間に落ちちゃう人だと思います。そのため高齢分野とか障がい分野だけで解決できないものが含まれているからこそ難しいと思っています。逆に考えると、良い支援ができていれば先駆的にこれからの生活や社会に向けた要素としてあると思うので、こういった機会でご事例のお話ができることより広がるのではないかなと思ひまして聞いていました。

(3) 今期(令和6年・7年度)の活動報告について(案)

○平部会長

ありがとうございます。続いて、今期(令和6年・7年度)の活動報告について事務局から説明をお願いいたします。

○村滝事務局員

障がい援護課の村滝です。「資料10」をご覧ください。令和6・7年度、今期の活動報告について、本会議へ報告する案を作成しましたのでご確認ください。ご不明な点や修正点がありましたら、2月25日

(水)までに事務局へご報告いただきますようよろしくお願いいたします。報告は以上です。

○平部会長

以上で本日予定されている議事は終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

### 3 事務連絡

(1) 今後の開催予定

○佐々木康教事務局員

平部会長、ありがとうございました。ここで、事務局より、事務連絡がございます。今後の開催予定については次第のとおり日程案となります。その他でチラシのご案内があります。

(2) その他

○村滝事務局員

法人後見講演会のご案内です。足立区で活躍されている法人でNPO法人「法人後見パブリカ」さんが主宰で、「地域で後見活動を担う関係者や後見に関心のある方」向けに法人後見のあり方を考えることを目的とし、法人後見の後援会が開催されます。参加費は無料で、参加予約は不要ですが、事前に申し込みをいただくと参加が優先されるようです。ご興味がおありの方は各自お申し込みをお願いいたします。以上です。

○佐々木康教事務局員

それでは最後に、本日の議事録については、案ができ次第、各委員あてにお送りしますので、ご確認をお願いいたします。それでは、以上を持ちまして、本日の権利擁護部会を終了させていただきます。委員のみなさまには、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございました。お帰りの際にはお忘れ物などないよう、お気を付けてください。